

認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園(3号児)の利用者負担額表

(単位：円)

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額等(月額)		
階層区分	条件	3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	
C	市民税課税(均等割額のみ)の世帯	ひとり親世帯等	1,750	1,700
		ひとり親世帯等以外	3,500	3,400
D1	市民税所得割額55,200円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,950	4,850
		ひとり親世帯等以外	9,900	9,700
D2	市民税所得割額63,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,550	5,450
		ひとり親世帯等以外	11,100	10,900
D3	市民税所得割額78,000円未満の世帯	77,101円未満のひとり親世帯等	7,700	7,550
		上記以外	15,400	15,100
D4	市民税所得割額 105,600円未満の世帯	16,100	15,800	
D5	// 126,000円未満の世帯	20,200	19,800	
D6	// 144,000円未満の世帯	23,000	22,600	
D7	// 159,600円未満の世帯	25,800	25,300	
D8	// 170,100円未満の世帯	28,500	28,000	
D9	// 182,100円未満の世帯	30,500	29,900	
D10	// 230,100円未満の世帯	32,100	31,500	
D11	// 260,900円未満の世帯	37,400	36,700	
D12	// 278,900円未満の世帯	41,000	40,300	
D13	// 299,900円未満の世帯	44,000	43,200	
D14	// 347,900円未満の世帯	48,600	47,700	
D15	// 398,900円未満の世帯	53,200	52,200	
D16	// 398,900円以上の世帯	55,400	54,400	

《備考》

- ・各世帯の階層区分、保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)にあてはまる額が入所後の月額利用者負担額となります。
- ・3歳未満児とは、保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとします。
- ・住宅借入金等特別税額控除や、寄付金税額控除が適用されている場合の利用者負担額算定につきましては、控除前の税額で算定することになります。
- ・「ひとり親世帯等」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯、障害基礎年金を受けている者の属する世帯、利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。